

主な保証制度一覧（秋田県制度）

令和6年4月1日現在

制度名		略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率※② (企業負担、%)	担保	取扱金融機関※③	備考	
中小企業振興資金	一般資金	振興固定	1億円	運転設備 7年 10年	1.95	1.55以内 (※④)	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと	借入から完済まで借入利率が一定となります。	
		振興変動		運転設備 10年 15年	1.70 (※⑥)				借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。	
		SDGs 推進枠		固定	運転設備 7年 10年				1.75	経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、秋田県認定・表彰の「秋田県SDGsパートナー制度」、「秋田県健康経営優良法人」、「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人」、「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て支援知事表彰」「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」のいずれかを取得している企業が対象となります。
				変動	運転設備 10年 15年				1.50 (※⑥)	
	小規模事業振興資金	マル小	(県小口と合算で) 2,000万円	運転設備 7年 10年	1.95	0.45以内 (※⑤)			従業員数20名以下（商業、サービス業は5名以下）の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。	
	流動資産担保資金	県ABL	1億円	1年 (更新可)	1.60	0.68以内	在庫または 売掛債権のみ		在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。	
中小企業災害復旧資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.35	0	原則不要	災害によって被災した企業が対象となります。（市町村の罹災証明書または公的機関発行の罹災証明書に準じる被害証明書等が必要です。）			
秋田県の特別保証制度	経営安定資金	経営安定資金 (通常枠)	8,000万円	10年	1.55	1.55以内 (※④)	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと	この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上	
		連倒							1.55以内 (※⑤)	倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。
	借換枠	借換	2億8千万円	10年	1.40	1.55以内 (※④)			既存の緊急経済対策枠、23年地震資金及びコロナ関連制度等の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。	
	特別改善枠	経営安定再生	8,000万円	12年	1.95	1.55以内 (※④)			中小企業活性化協議会の支援を受け事業再生に取り組む企業が対象です。	
			5,000万円						商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。	
	原油・原材料等価格高騰対策枠	経営安定価格高騰	4,000万円	10年	1.35	1.40以内 (※⑧)			原油・原材料等の仕入価格が高騰しているにもかかわらず、価格転嫁できていない方が対象です。	
	秋田県伴走支援型特別保証 (ウィズ・アフターコロナ枠)	県伴走特別	1億円	10年	1.55	1.15以内 (※⑨)			必要に応じ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の資金円滑化を支援すると共に金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や収益力改善を支援します。
	秋田県事業再生計画実施関連保証 <感染症対策型> (事業再生枠)	県改善サポ感染	2億8千万円	15年	1.75	0.2				新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した「事業再生計画」に基づき、事業再生を行う中小企業者への資金調達を支援します。
秋田県小口零細企業保証	県小口	2,000万円	運転設備 7年 10年	1.75	0.50以内	原則不要	従業員20名（商業・サービス業は5名）以下の小規模企業者で申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。			
責任共有制度の対象除外資金	創業支援資金	秋田県創業支援資金	県創業関連	3,500万円(※⑦)	10年	1.30 (創業塾受講者、 県内移住後3年以内 の方は1.10%)	0.60以内	不要	これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。	
		女性・若者支援枠	2,500万円	1.10		0	上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。			
	秋田県スタートアップ 創出促進資金	スリーS保証	3,500万円(※⑦)	1.30 (創業塾受講者、 県内移住後3年以内 の方は1.10%)		0.80以内	これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調達を支援します。 (税務申告1期末終了の場合は、創業資金総額の1/10の自己資金が必要になります。)			
			女性・若者支援枠	2,500万円		1.10	0.2以内		上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。	
秋田県再建企業 特別融資資金	県再起	3,500万円(※⑦)	10年	金融機関所定	0.70以内	不要	過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。			
	県事業再生	2億円	10年	金融機関所定	1.2以内	必要に応じ	法的な再建手続により事業再生に取り組む方が対象です。			

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。（借換枠、県伴走特別、県改善サポ感染を除く） ※② 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。 ※③ 「県小口」は商工組合中央金庫を除く金融機関でのお取り扱いとなります。 ※④ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。 ※⑤ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※⑥ お借入後の料率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑦ 県創業関連、スリーS保証、県再起については、合算で3,500万円が上限となります。 ※⑧ セーフティネット5号を併用する場合の保証料率は0.56%となります。 ※⑨ セーフティネット4号又はセーフティネット5号を併用する場合は、保証料率が0.2%となります。

主な保証制度一覧（秋田県制度）

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率※② (企業負担、%)	担保	取扱金融機関※③	備考	
事業革新資金	事業革新資金	1億円(※④)	10年	1.30(※①)	0.60以内(※⑦)	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと	この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場（海外を含む）進出による事業展開を図ろうとする方 上記③または④に該当する方で貸付水準向上計画を策定している方。	
	事業革新資金貸付水準向上枠	事業革新(貸付向上)	2億円		0				
秋田県の特別保証制度	秋田県事業承継資金	1億円(※⑤)	10年	1.30 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けた方は1.10%)	0	必要に応じ	秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと	次の何れかの方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③ 事業承継により従業員等が代表となった法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。） ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方	
	秋田県事業承継資金融資特別保証(経営者保証特別枠)	パトタッチ	2億円	1.30(※①) (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方は1.10%)	0			事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。	
	秋田県経営承継借換資金融資制度(経営者保証特別枠)	県承継借換	2億円	10年	1.10%			0	経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。
その他	再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	2億円	15年	1.30	原則として保証金額が2億円を超える場合は担保が必要	秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと	発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。	
	再生可能エネルギー産業参入支援資金	エネルギー産業参入	2億8千万円					0	再生可能エネルギー発電事業を行う方又は同発電設備に関連する事業を行う方の必要資金を支援します。
	中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.30			異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。	
	中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.55			0.60以内	農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く)
	貸付水準向上資金融資保証(中小企業特定社債保証)	貸付水準向上(社債)	3千万円以上 5億6千万円以内(※⑥)	2年～7年	金融機関所定			0	適債基準を満たし、かつ貸付水準向上計画を策定している方が対象です。

※① セーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。 ※② 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。 ※③ 「貸付水準向上(社債)」は、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、JA秋田しんせい、JA秋田ふるさとを除く金融機関でのお取り扱いとなります。 ※④ 環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円。 ※⑤ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円。 ※⑥ 保証限度額は4億5千万円となります。 ※⑦ セーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。

秋田県制度 Pick Up

秋田県貸付水準向上資金融資保証(中小企業特定社債保証)

生産性の改善や規模拡大により、貸付水準の向上に取り組みようとする県内中小企業者に対して、疑似資本ともいえる長期安定的な資金調達を支援する制度です。

本制度の特徴

- 2年から7年後の一括返済が可能。
- 県から信用保証料の全額補給が受けられます。
- 計画終了年度まで毎年金融機関に計画の実行状況の報告が必要です。
- ※本制度は取扱い金融機関に対し、保証料及び事務委託手数料等が別途発生します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。

以下の要件に該当する方がご利用できます。

利用要件チェック

次の適債基準表の純資産総額のいずれかに該当し、①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を満たし、給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を3年以上実施するための計画を策定している方

<適債基準>

項目	純資産の額		
	5千万円以上 3億円未満 (1)	3億円以上 5億円未満 (2)	5億円以上 (3)
① 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
② 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
③ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
④ インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

発行限度額	3千万円以上5億6千万円以内
保証期間	2年以上7年以内
発行利率	金融機関所定
保証料率	0% (全額県補給)
資金使途	事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。

秋田県伴走支援型特別保証(ウィズ・アフターコロナ枠)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者への資金調達を行うにあたり、経営に係る現況・課題を克服するための取組事項などを盛り込んだ「経営行動計画書」を作成し、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、中小企業者の経営の安定や収益力改善を図るための制度です。

本制度の特徴

- 国から一部信用保証料の補助が受けられます。
- 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告が必要です。

以下のいずれかの要件に該当する方がご利用できます。

利用要件チェック

- セーフティネット4号の認定を受けた方
- セーフティネット5号の認定を受けた方
- 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること
 - 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - 最近1ヶ月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること
 - 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少していること
 - 最近1ヶ月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること
 - 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少していること
 - 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少していること

借入限度額	1億円
保証期間	10年以内(据置期間5年以内)
借入利率	1.55%
保証料率	(1) (2) 0.2% (3) 1.15%以下
資金使途	(1) (2) 経営の安定に必要な資金 (3) 事業に必要な資金

秋田県スタートアップ創出促進資金「スリーS^{エス}保証」

創業時における資金調達にあたり、経営者保証を不要とすることで中小企業者の積極的な事業展開を支援する制度です。

本制度の特徴

- 経営者保証が不要となる制度です。
- 創業を予定されている方または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。
- 法人設立から3年目、5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写)」を金融機関に提出することが必要です。

以下の①～⑤の要件のいずれかに該当する方がご利用できます。

利用要件チェック

- 事業を営んでいない個人で2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
- 事業を営んでいない個人が設立した法人で設立から5年未満である
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

借入限度額	3,500万円(女性・若者支援枠2,500万円)
保証期間	10年以内(据置1年以内) ※申込金融機関から同時にプロパー借入を行う、または申込時にプロパー借入残高がある場合は、据置期間を3年以内にする事ができます。
借入利率	1.30%(創業塾等修了者、移住後3年以内、女性・若者支援枠は1.10%)
保証料率	0.80%(女性・若者支援枠0.20%)
資金使途	事業に必要な資金

主な保証制度一覧（国制度・協会制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。

令和6年4月1日現在

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率※① (企業負担、%)	担保	取扱金融機関	備考	
継続型短期融資保証	継続短期	100万円以上 5,000万円以内	1年 (ただし、5回まで更新可能)	1.5以内	1.80以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。	
	継続短期(SDGs型)							SDGsに賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行う方が対象となります。	
経営相談付長期設備資金	順風満帆	2,000万円以上 2億8千万円以内	20年	金融機関所定	1.80以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、外部の専門家を派遣しサポートを行います。	
当座貸越根保証	当貸	2億8千万円	2年 (更新可)		1.62以内	保証金額 5千万円までは原則不要		秋田銀行、北部銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸・カード除く)、みずほ銀行、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行(当貸のみ)、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行、商工中金(当貸のみ)、かづの農協(当貸のみ)	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
事業者カードローン	カード	2,000万円				原則不要		金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。	
小規模企業者カードローン	カードmini	一般枠：300万円 創業者枠：100万円				原則不要		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調度を支援します。	
経営承継関連保証	経営承継	2億8千万円	運転 10年 設備 15年		1.90以内	必要に応じ		約束手締結金融機関	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など)
特定経営承継関連保証	特定経営承継	2億8千万円							事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など)
経営承継準備関連保証	経営承継準備	2億8千万円							他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(M&Aによる株式等取得資金など)
特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	2億8千万円							事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など)
事業承継特別保証	承継特別	2億8千万円	10年		1.90以内 (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方は1.15%以内)	必要に応じ		約束手締結金融機関	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。
経営承継借換関連保証	承継借換	2億8千万円							経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。
事業承継サポート保証	事業承継サポート	2億8千万円	15年		1.15	必要に応じ		約束手締結金融機関	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達できます。
創業者不動産取得支援保証	不動産取得(創業)	1億円	20年		1.80以内	必要		約束手締結金融機関	事業開始後1年未満の方が、不動産取得する際の資金調度を支援します。
スタートアップ創出促進保証	S S S 保証	3,500万円	10年		1.08以内	不要		約束手締結金融機関	これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調度を支援します。(税務申告1期末終了の場合は、創業資金総額の1/10の自己資金が必要になります。)
税理士推薦特別保証	税理士推薦	2,000万円 (直近における平均月商の3カ月の範囲内)	10年		1.90以内	原則不要		約束手締結金融機関	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調度を支援します。
伴走支援型特別保証	伴走特別	1億円		1.15以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	新型コロナウイルス感染症や災害等の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型支援を実施することで、中小企業者の経営の安定や収益力改善を支援します。		
事業再生計画実施関連保証	経改サポート	2億8千万円	15年	1.0以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者への資金調度を支援します。		
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	改善サポ感染	2億8千万円	15年	0.20	必要に応じ	約束手締結金融機関	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調度を支援します。		
流動資産担保融資保証	流動資産	2億円	1年 (更新可)	0.68以内	在庫または 売掛債権のみ	約束手締結金融機関	在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。		
財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	2億8千万円	7年	1.90以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	経営者保証を不要とした資金調達により、中小企業者の設備投資や事業拡大を支援します。		
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	国補助選択型	8,000万円 (※②)	10年	2.50以内 (※③)	不要	約束手締結金融機関	一定の要件を満たす中小企業者について信用保証料率の上乗せにより経営者保証を不要とした借入ができる制度です。(信用保証料の一部を国が補助しています。)		
プロパー融資借換特別保証	プロパー借換	2億8千万円	10年	1.90以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	金融機関からの借入(プロパー融資)を本制度で借換することで、経営者保証を不要とすることができます。		

※① 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。
 ※② セーフティネット4号または5号利用の場合は上限1億6千万円。
 ※③ セーフティネット4号を利用の場合は1.18%以内、セーフティネット5号を利用の場合は1.06%以内。

主な保証制度一覧（市町村制度）

令和6年4月1日現在

① 一般資金（原則として、責任共有制度の対象となります）

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（%）	
秋田市	マル市	運転・設備	3,000万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は0.25%または0.45%	10年	1.75	
潟上市	マルK		2,000万円				
男鹿市	マル男		1,500万円				
五城目町	マル五		1,000万円				
八郎潟町	マル八		1,000万円				
井川町	マル井		1,000万円				
大潟村	マル潟		1,000万円				
大館市	マル大	運転・設備	2,000万円	0%（全額補給）	10年	1.75	
鹿角市	マル鹿		2,000万円				
北秋田市	マル北		1,500万円				
小坂町	マル坂		1,000万円				
上小阿仁村	マル上		1,000万円				
能代市	マル能		2,000万円				
八峰町	マル樺		1,000万円				
三種町	マル三	運転・設備	2,000万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は0.25%または0.45%	10年	1.75	
藤里町	マル藤		1,000万円				
由利本荘市	マル荘		2,000万円				
にかほ市	マルに		2,000万円				
大仙市	マル仙		2,000万円				
仙北市	マルセ		2,000万円				
美郷町	マル美		1,500万円				
横手市	マル横	運転・設備	2,000万円	0%（全額補給）	10年	1.75	
湯沢市	マルゆ		2,000万円				
羽後町	マル羽		2,000万円				
東成瀬村	マル東		運転				1,000万円
			設備				2,000万円

③ 創業者向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・不動産取得に係る資金は対象外となります。（マル市創業を除く）

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（%）
秋田市	マル市創業	運転・設備	2,000万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は0.25%または0.45%	10年	1.55（1.75）
男鹿市	マル男創業		1,000万円			
五城目町	マル五創業		1,000万円			
八郎潟町	マル八創業		1,000万円			
井川町	マル井創業		1,000万円			
大館市	マル大創業		1,000万円			
鹿角市	マル鹿創業		1,000万円			
小坂町	マル坂創業	運転・設備	1,000万円	0%（全額補給）	10年	1.55
能代市	マル能創業		1,000万円			
八峰町	マル樺創業		1,000万円			
三種町	マル三創業		2,000万円			
藤里町	マル藤創業		1,000万円			
にかほ市	マルに創業		1,000万円			
大仙市	マル仙創業		1,000万円			
仙北市	マルセ創業	運転・設備	1,000万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は0.25%または0.45%	10年	1.55
美郷町	マル美創業		1,000万円			
横手市	マル横創業		1,000万円			

② 小規模事業者向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・従業員数20名以下（商業・サービス業の場合は5名以下）で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000万円以内となる小規模企業の方が対象となります。

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（%）
秋田市	マル市小口	運転・設備	2,000万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は0.25%または0.45%	10年	1.55
潟上市	マルK小口		1,250万円			
男鹿市	マル男小口		1,500万円			
五城目町	マル五小口		1,000万円			
八郎潟町	マル八小口		1,000万円			
井川町	マル井小口		1,000万円			
大潟村	マル潟小口		1,000万円			
大館市	マル大小口	運転・設備	1,250万円	0%（全額補給）	10年	1.55
鹿角市	マル鹿小口		2,000万円			
能代市	マル能小口		2,000万円			
八峰町	マル樺小口		1,000万円			
三種町	マル三小口		2,000万円			
藤里町	マル藤小口		1,000万円			
由利本荘市	マル荘小口		2,000万円			
にかほ市	マルに小口	2,000万円				
大仙市	マル仙小口	運転・設備	1,250万円	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合は0.25%または0.45%	10年	1.55
仙北市	マルセ小口		1,250万円			
美郷町	マル美小口		1,250万円			
横手市	マル横小口		1,250万円			
湯沢市	マルゆ小口		2,000万円			
羽後町	マル羽小口		2,000万円			
東成瀬村	マル東小口		運転			
		設備	2,000万円			

④ 創業者向けの資金（SSS保証）

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・経営者保証が不要となります。（対象：法人のみ）

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（%）
秋田市	マル無（SSS）	運転・設備	1,000万円	0%（全額補給）	10年	1.55
五城目町	マル五創業（SSS）		1,000万円			
八郎潟町	マル八創業（SSS）		1,000万円			
井川町	マル井創業（SSS）		1,000万円			
大館市	マル大創業（SSS）	運転・設備	1,000万円	0.20%	10年	1.55
八峰町	マル樺創業（SSS）		1,000万円			
三種町	マル三創業（SSS）		2,000万円			
大仙市	マル仙創業（SSS）		1,000万円			
仙北市	マルセ創業（SSS）	運転・設備	1,000万円	0%（全額補給）	10年	1.55
美郷町	マル美創業（SSS）		1,000万円			
横手市	マル横創業（SSS）		1,000万円			

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。（各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。）
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。